

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律要綱

（傍線部分は今回施行期日を定める分）

第一 公営住宅法の一部改正

一 地方公共団体又は地方住宅供給公社は、他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設について
、当該地方公共団体の同意を得て、その管理の一部を代わって行うことができるものとすること。

（第四十七条関係）

二 指導監督費の交付を廃止するものとすること。

（第四十九条関係）

三 公営住宅法又は同法に基づく命令の規定の適用については、全部事務組合を市町村とみなす旨の規定
を削除するものとすること。

（第五十一条関係）

四 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 住宅金融公庫法の一部改正

一 特別勘定の設置及び政府貸付金の償還期限の変更

1 住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が平成十七年三月三十一日までに貸し付けた資金（財形住

宅貸付けにより貸し付けた資金を除き、公庫が同日以前に申込みを受理し、同日後に貸し付けた資金を含む。）に係る債権の管理及び回収その他当該資金に関する業務については、特別勘定を設けて整理するものとすること。

（第二十六条の二第一項関係）

2 1の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、附則第十八項の規定による整理を行つた後の利益の全部又は一部を積立金として積み立てなければならないものとすること。

（第二十六条の二第二項関係）

3 1の特別勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに貸し付けた資金に係る債務で主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限を、平成二十四年三月三十一日までの間ににおいて主務大臣が財務大臣と協議して定める日とすること。

（第二十七条の二第三項関係）

二 住宅積立郵便貯金の預金者及び住宅宅地債券を引き受けた者に対する特例の廃止等

1 住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けに係る配慮規定を削除すること。

（第二十二条の二関係）

2 住宅積立郵便貯金の預金者及び住宅宅地債券を引き受けた者（相続人を含む。以下同じ。）のうち

一定のものに対する貸付けに係る特例を廃止するものとすること。

(第二十二条の三関係)

- 3 住宅宅地債券を引き受ける者を区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体で住宅金融公庫法第十七条第五項の規定による貸付けを受けることを希望するものに限るものとすること。

(第二十七条の三第四項(関係))

- 4 一定の住宅宅地債券を引き受けた者が住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みをした場合における譲受人の選定方法に関する特別の定めに関する規定を削除するものとすること。

(第三十五条の二第四項(関係))

三 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 独立行政法人都市再生機構法の一部改正

一 業務の見直し

- 1 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の行う筑波研究学園都市建設事業及び関西文化学術研究都市の建設の業務に関する規定を削除し、これらの業務を経過業務として位置づけるものとすること。

(第十一条第二項(関係))

2 機構の行う鉄道業務に関する規定を削除するものとすること。

(附則第十三条関係)

二 区分経理及び政府貸付金の償還期限の変更

1 機構が、宅地造成等の経過業務（以下「宅地造成等経過業務」という。）を行う場合には、機構の経理については、宅地造成等経過業務とその他の業務（以下「都市再生業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとすること。

（附則第十二条第二項、第十六項から第十八項まで関係）

2 宅地造成等経過業務に係る勘定における利益及び損失の処理について所要の特例を設けるものとすること。

（附則第十二条第三項及び第四項関係）

3 機構は、都市再生業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、当該利益に相当する金額を限度として国土交通大臣の承認を受けた金額を同勘定から宅地造成等経過業務に係る勘定に繰り入れることができるものとし、その承認に当たっては、繰入れ額が都市再生業務の運営に支障のない範囲内の金額となるよう配慮するとともに、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬものとすること。

（附則第十二条第五項及び第六項関係）

- 4 宅地造成等経過業務に係る勘定に属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係る債務で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十五年三月三十一日までの間において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日とすること。

（附則第十二条第八項関係）

三 資金調達手段の多様化等

1 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、都市再生債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託することができるものとすること。
（第三十六条関係）

2 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、業務に必要な費用に充てるため、その金銭債権について、信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができるものとすること。

（第三十七条関係）

3 政府は、平成二十五年三月三十一日までの間に限り、国会の議決を経た金額の範囲内において、同日までに償還期限が到来する機構の長期借入金等に係る債務で宅地造成等経過業務に要する費用に充てるためのものについて保証することができるものとすること。
（附則第十二条第九項関係）

4 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、宅地造成等経過業務に係る整備敷地等の管理及び処分を行

うこととする特定目的会社等に対する出資をできるものとし、国土交通大臣は、その出資が整備敷地等を早期に譲渡するため必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならないものとすること。

(附則第十二条第十項、第十一項及び第十四項関係)

四 その他所要の改正を行うものとすること。

第四 地方住宅供給公社法の一部改正

一 地方住宅供給公社（以下「地方公社」という。）は、公営住宅法第四十七条第一項の規定により、設立団体以外の地方公共団体が事業主体である公営住宅又は共同施設の管理を行おうとするときは、あらかじめ、設立団体の長の認可を受けなければならないものとすること。
(第二十一条第四項関係)

二 地方公社は、銀行への預金及び郵便貯金等のほか、国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は国土交通省令で定める方法により業務上の余裕金の運用を行うことができるものとすること。

(第三十四条関係)

三 地方公社は、破産又は認可の取消しの事由によるほか、設立団体がその議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに、解散するものとすること。

(第三十六条第二項関係)

四 その他所要の改正を行うものとすること。

第五 公営住宅法の一部を改正する法律の一部改正

家賃収入補助を平成十七年度までとすること。

(附則第四項関係)

第六 附則

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第五条まで及び第十六条及び第十七条関係)

三 関係法律の改正

関係法律の一部を改正するものとすること。

(附則第六条から第十五条まで関係)